

地域密着型通所介護運営規程

(事業の目的)

- 第 1 条 有限会社 ケア・サポート愛（以下、「本社」という）が実施する地域密着型通所介護サービス（以下、「当事業所」という）は、介護保険法令に従い、利用者様がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者様に地域密着型通所介護サービスを提供します。

(運営の方針)

第 2 条

- (1) 当事業所は、利用者様一人ひとりの個性と要望を大切にし、利用者様及びその家族とのコミュニケーションに努め、利用者様のいきいきとした生活づくりを支援します。
- また、地域の住民との交流に努めるとともに、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に邁進します。
- (2) 前項に定めるものの他「守山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例」（平成 25 年守山市条例第 4 号）を遵守する。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 事業を行う事業所の及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイホーム みずほのきむらさんち
- (2) 所在地 滋賀県守山市水保町 1 3 3 8 番地の 5

(職員の配置体制)

- 第 4 条 当事業所では、利用者様に対し地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員配置をいたします。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、職員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて地域密着型通所介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。法令等において規定されている地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上
事業所に対する地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活向上を図るため適切な相談・援助を行う。
- (3) 介護職員 1名以上
地域密着型通所介護の業務にあたる。
- (4) 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通常月曜日から金曜日までとする。
(ただし、12月29日から1月3日までの5日間は休業日とする。)
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分とする。
- (3) サービス提供時間 9時15分から16時20分とする。

(地域密着型通所介護の利用定員)

第 6 条 当事業所の事業の利用定員は、10名とする。

(地域密着型通所介護の内容)

第 7 条 当事業所においては、利用者様に対して、食事の提供、入浴、排泄の介助、機能訓練、レクリエーション活動等、日常生活上の世話及び自立支援に役立つサービスを提供するものとする。

(利用料その他の費用)

第 8 条 地域密着型通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者様の介護保険負担割合証に記載された割合の額を負担するものとする。

2、 介護保険の給付対象とならない、以下のサービスについては、利用料金の全額を利用者様が負担するものとする。

- (1) 食事代（おやつ代含む） 750円
- (2) おむつ代実費（使用時のみ）
- (3) その他実費

3、 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者様又はその家族に対して、契約書及び重要事項を説明する文書により事前説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

- 4、 利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として食事代（おやつ代含む）をいただきます。
ただし、正当な理由がある場合（体調不良）はこの限りではありません。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 当事業所における通常の事業の実施地域は、守山市とする。

（サービスに当たっての留意事項）

第 10 条 当事業所のサービスを利用するに当たって利用者様は以下の点に留意していただくものとする。

- （1） 施設、設備の使用に際しては、事業所の規則及び職員の案内のもと適切に利用すること。
- （2） 当事業所の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動及び政治活動並びに営利活動等を行わないこと。

（緊急時等における対応）

第 11 条 職員は、地域密着型通所介護を実施中に、利用者様の病状の急変その他の緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡をする等の処置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第 12 条 当事業所は、消防計画等の非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に避難、救出その他の訓練を行うものとする。

（人権擁護・虐待防止）

第 13 条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する委員会
- （2） 虐待の防止のための指針
- （3） 虐待の防止のための従業員に対する研修
- （4） 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第14条 感染症が発生し、又まん延しないように講ずべき措置については次のイ) からハ) までの取り扱いとする。

- イ) 感染の予防及びまん延の防止ための対策を検討する対策委員会を設置する。
- ロ) 感染の予防及びまん延防止のための指針を策定する。平常時の対策(うがい、手洗い)、発生時の対応(状況把握、感染拡大防止、関係機関との連携、行政機関への報告)を明確にしておく
- ハ) 感染症の予防とまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施し記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

- (1) 当事業所は、施設、食器その他の設備、飲用水について衛生的な管理に努めるとともに、保健所の助言指導のもとに食中毒、感染症の防止に努めるものとする。
- (2) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を遵守する。
- (3) 当事業所が提供したサービスに関する利用者様からの苦情には、迅速、かつ、適切に対応するものとする。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、当事業所の管理者との協議に基づいてこれを定めるものとする。

(付 則)

本規程は、平成30年 8 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 元年 8 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。